

2.エコ通勤優良事業所認証制度って何？

○趣旨・目的

エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を優良事業所として認証し、登録する制度です。優良な取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的としています。

○認証・登録機関

公共交通利用推進等マネジメント協議会※2(認証制度事務局:国土交通省、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)が、認証・登録します。

○有効期間

有効期間は2年です。1年ごとに取組み状況の報告を行い、2回(2年分)の報告の内容により、有効期間を2年延長します。

○登録費用

無料です。

3.認証を受けるメリットは？

- ・認証制度ホームページ(公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)などで、事業所名や取組み内容が公表されます。
- ・登録証が交付され、そのコピーや、ロゴマークが自社のホームページや印刷物などで自由に使用できます。
- ・特に優秀な取組みを行った事業所は、国土交通大臣表彰に推薦されることがあります。



平成28年国土交通大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等表彰)

株式会社ブリヂストン

自家用車による通勤を原則禁止し、自転車通勤者へ向けて駐輪場やシャワー等のハード面での整備と、通勤費の補助・勤務制度の変更等のソフト面での整備にも取り組むとともに、地域の公共交通PRのイベント等にも協力している。



社内イントラネットでの呼びかけ

高知県

「こうち520運動」としてノーマイカーデーを設定し、県庁職員が公共交通を積極的に利用するとともに、CMやチラシ等を通じた組織外へのPRや、当該日に公共交通の割引を実施する等公共交通の利用促進に努めている。



こうち520運動PRチラシ

※2:公共交通の利用者サイド、事業者サイド双方の取組みをマッチングさせて、公共交通の利用促進に関する実効性のある取組みを推進するため、経済界(日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)、交通事業者(JR東日本、日本民営鉄道協会、公営交通事業協会、日本バス協会、全国乗用自動車連合会)、行政(国土交通省、環境省、経済産業省)等により、平成17年3月に設立された協議会。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000010.html